

令和4年第7回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和4年7月27日(水) 午後4時から午後5時3分まで

2 場所 大分市役所議会棟3階 第4委員会室

3 出席者 教育長 佐藤 光好
一番委員 岡野 涼子
二番委員 廣津留 すみれ
三番委員 古城 一
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古城 和敬

*二番委員は、インターネットを利用した方法による出席

4 出席事務局職員

教育部長	末松 広之
教育部教育監	野田 秀一
審議監兼文化財課長	坪根 伸也
教育部次長	村上 雄二
教育部次長兼教育総務課長	高田 隆秀
教育部次長兼学校施設課長	佐藤 祐一
教育部次長兼体育保健課長	清水 篤
学校教育課長	江隈 英明
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
社会教育課長	足立 美乃里
大分市教育センター所長	小池 桂子
美術振興課長	水田 美幸

5 書記

教育総務課参事補 黒木 眞由美	教育総務課参事補 三嶋 みどり
教育総務課指導主事 小田部 晶子	教育総務課主査 園田 哲也

6 傍聴人 3名

7 議題

(1) 議案

(教報議第11号) 令和4年度行政評価・実施計画について

(教議第50号) 令和5年度使用教科用図書採択について

(教議第51号) 教育財産の用途廃止について

(教議第52号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(教報議第12号) 大分市美術館協議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

- ①文部科学省「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について
- ②「旧大分県立大分図書館（アートプラザ）」の国登録有形文化財への登録について

8 会議の概要

- 教育長 ただいまより、令和4年第7回大分市教育委員会を開会いたします。（午後4時 開会）
- 教育長 本日は、傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願い致します。
- 教育長 本日は、廣津留委員がこの場に参集することができないため、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。
- 教育長 会議に先立ち署名委員を三番委員、四番委員にお願いします。
- 教育長
教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教報議第11号「令和4年度行政評価・実施計画について」及び教議第50号「令和5年度使用教科用図書の採択について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 全委員 （挙手）
- 教育長 全委員賛成と認め、教報議第11号及び教議第50号の議案審議は秘密会とします。
- 残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。
- 全委員 （了承）
- 教育長 なお、インターネットの利用による方法で会議に参加している廣津留委員は、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項ただし書の規定により、情報セキュリティ上の観点から、秘密会の審議の前に退室をすることとなりますが、構成員の過半数が出席していることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定によ

り、会議の成立を宣告いたします。

教育長

それでは、教議第51号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第51号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

学校施設課長

本案は、大分市立高田小学校の土地の一部、149平方メートルを用途廃止し、管財課へ所管換を行うことについてご決定をいただこうとするものでございます。

当該土地につきましては、今回、隣接地権者より購入の申し出があり、検討した結果、当該土地は水路により隔てられており、学校用地としての利用が今後も見込めないことから売却が適当であると考え、当該土地を用途廃止し、管財課へ所管換を行おうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは、教議第52号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長

教議第52号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本案は、南大分公民館の運営審議会委員の任期が7月末で満了となりますことから、次期運営審議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、委員の任期は、令和6年7月31日までとなっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは、教報議第12号「大分市美術館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

美術振興課長 教報議第12号「大分市美術館協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市美術館協議会委員につきまして、選出団体の役員の交代に伴い、後任の委員を委嘱いたしましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第12号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長 報告事項1点目「文部科学省『令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果について」ご報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、各学校における生徒指導上の取組のより一層の充実に資する

とともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、毎年実施しているものでございます。この度、本市の集計が終了いたしましたので、公立小・中学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の概要について、順次ご報告いたします。なお、本市義務教育学校については、前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含めています。また、それぞれの調査結果につきましては、経年変化もわかるように過去の数値も掲載しております。

はじめに、暴力行為の状況でございますが、2（1）暴力行為の発生件数の推移をご覧ください。報告のあった暴力行為は小学校96件、中学校25件で、合わせて121件でございました。前年度に比べますと、小学校では22件の減少、中学校では3件の減少となっております。

なお、平成30年度からの発生件数の増加は、当該年度から本調査における「暴力行為」の対象となる行為に、この後説明いたします「いじめ」の実態調査の中の、「いじめの態様」で取り扱っている「ひどくぶつかる、たたくなど」が新たに加えられたことによるものです。

次に、（2）暴力行為の形態別発生件数の推移をご覧ください。小中学校合わせて対教師暴力が5件、生徒間暴力が111件、対人暴力が1件、器物損壊が4件でございました。暴力行為の特徴的な事例としては、「ひどくぶつかる、たたく、ける」が多く見られました。また、生徒間暴力では、冷やかしゃふざけ合いがエスカレートした事案や、遊びの中で衝動的・感情的に暴力行為に至る事案等が見られました。

対教師暴力及び器物損壊につきましては、教師の注意に対し納得できずに立腹したことや自分の感情をコントロールできずに、暴力行為に至ってしまう事案等が見られました。

（3）暴力行為に対する日常的な取組でございますが、暴力行為を繰り返し行う児童生徒及び保護者に対しては、警察や児童相談所等の

関係機関と連携しながら再発防止に向けた粘り強い指導・支援を行っております。

次に、いじめの状況でございますが、まず、（１）いじめの認知件数の推移をご覧ください。いじめの認知件数は、小学校４８２件、中学校２６９件で、合わせますと７５１件ございました。これを前年度と比較いたしますと、小学校では６６件の減少、中学校では８４件の増加で合わせて１８件の増加となっております。

平成３０年度以降、急に増加しておりますのは、いじめと疑われる事案も含めいじめの認知を積極的に行うよう学校に周知してきた結果であると考えております。

次に、（２）いじめの認知件数の学年別内訳でございますが、小学校では５年生が、中学校では１年生が最も多くなっております。また、小学校では、１年生以外はほぼ同程度の件数となっており、中学校では、学年が進むにつれて件数が減少しております。

次に、（３）いじめの態様でございますが、小中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が４３０件と最も多く、全体の５７．３％であり、次に「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が１８４件で２４．５％となっております。

次に、（５）いじめの解消率でございますが、認知したいじめのうち、年度末時点で解消しているもの（日常的に観察継続中）は５２６件（７０．０％）であり、令和２年度におきまして、解消しているものは６８．８％ございました。

（６）いじめに対する日常の取組でございますが、いじめにつきましては、どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるものであるとともに、陰に隠れて表面にあらわれにくく、最近では、携帯電話やスマートフォン等の児童生徒への普及により、発見しにくいという状況もあります。そのため、児童生徒を対象とした定期的なアンケート調査や年２回の「h y p e r - Q U」検査、個別の教育相談、個人ノートや生活ノートの活用、家庭訪問等により早期発見に努めております。また、児童・生徒会活動を通し、いじめについて考えさせる場

づくりや仲間づくり等を促進しております。

教職員に対しましては、令和3年3月に改定いたしました「大分市いじめ問題対応マニュアル」及びその概要版等を活用した校内研修を通して、いじめの問題への対応力の向上に努めているところであります。

続きまして、不登校の現状でございます。（1）不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では399人、中学校では844人が不登校となっており、前年度の結果と比較いたしますと、小学校で72人の増加、中学校で136人の増加となっております。

不登校の要因として考えられるものは、小学校では、不安や生活リズムの乱れなど「本人に係る状況」が71.4%、親子の関わり方や家庭の生活環境の急激な変化など「家庭に係る状況」が16.0%、友人関係をめぐる問題や学業の不振など「学校に係る状況」が7.8%の順になっております。また、中学校では、「本人に係る状況」が69.5%、「学校に係る状況」が19.5%、「家庭に係る状況」が5.2%の順になっており、今後もさらに不登校児童生徒の背景を十分に把握し、個々の状況に応じた支援を行うことが必要であると考えております。

次に、（2）学年別の不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では6年生が、中学校では3年生が最も多くなっております。なお、小中学校とも学年が進むにつれ、不登校児童生徒数は増加しております。

次に（3）不登校児童生徒の出現率でございますが、小学校においては1.54%で、65人に対して1人、中学校においては6.78%で、15人に対して1人という割合でございます。

関係資料5ページをご覧ください。

次に、（4）中1不登校の変化についてでございますが、小学6年生から中学1年生の不登校の増加率につきましては、令和元年度は1.3倍、令和2年度は1.3倍、令和3年度は1.2倍となっております。

次に、（５）不登校児童生徒への指導結果状況でございますが、指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒は、小学校では66人（16.5%）、中学校では274人（32.5%）となっております。また、指導中の児童生徒のうち、継続した登校にはいたらないものの、好ましい変化が見られるようになった児童生徒は、小学校では46人（11.5%）、中学校では91人（10.8%）でございました。

次に、（６）不登校児童生徒に対する支援や新たな不登校を抑制する日常的な取組でございますが、学級担任等が電話連絡や家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に応じるなど様々な指導・支援を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的に相談に当たったりするほか、保護者の協力を求めて家族関係や家庭生活の改善を図ることなどを行っております。

教職員に対しましては、令和4年3月に改訂いたしました「大分市不登校対応マニュアル」及びその概要版等を活用した校内研修を通して、不登校児童生徒への対応力の向上に努めているところであります。

また、今年度は、退職した教職員をスクールライフサポーターとして中学校8校と義務教育学校に1名ずつ配置し、学校には登校できるが教室に行けない児童生徒に対し、別教室を利用して社会的自立や教室復帰に向かう支援・援助を学級担任等と連携して行っております。

本調査につきましては、県での集計を経て、国へ提出されており、今後、国から確定値が出される予定であります。

以上でございます。

教育長
委員

ご質問などございませんか。

令和2年度と3年度を比較して、中学生においていじめの認知件数が増えている要因がわかっているならば教えてください。また、同様に不登校児童生徒数が増えている要因がわかっているならば教えていただきたいのですが、この中にヤングケアラーに関係した方は含まれているかどうか、データがあれば教えてください。最後に、不登校児童生徒

への指導結果状況において「好ましい変化が見られるようになった」部分についてカウントする基準があれば教えてください。

学校教育課長

いじめや不登校の数が前年度と比較すると増えていることにつきましては、例年、分析を続けているものの、状況はさまざまであり、要因を特定することが難しい場合があるという前提でお話しさせていただきたいと思っております。

不登校に関しましては、コロナ禍において不登校が増加しているのではないかということも懸念されておりますが、本調査におきましては、新型コロナウイルスの感染回避による長期欠席は不登校としてカウントされておりません。また、ヤングケアラーにつきましては、不登校の中には計上されておりません。

いじめに関しましては、重大事態の対応等の中で、いろいろなことを学び、マニュアルも改定しながら、学校に指導を続けているところがございます。いじめの認知件数につきましては、いじめの疑いがあるものは積極的に認知していくことが大前提にございまして、いじめを解決しようというスタートラインに真っ先に立つんだというスタンスのもとで各学校に指導しているところがございます。

また、好ましい変化につきましては、状況を最も把握できる教職員が児童生徒本人や保護者の意見を聞くとともに、スクールカウンセラーの意見も聞きながら、状況を判断していくという形で計上しております。具体的には、学校に来ることができなかった子どもが学校に来ることができるようになったことやコミュニケーションが難しかった子どもが友だちとコミュニケーションが取れるようになったことなどが一つの目安になろうかと思えます。

委員

データを継続して取っていくのであれば、ある程度の基準があったほうがよいのではないかと思います。

委員

中1不登校の変化に関して、前年度の6年生の人数と中1の人数の表がありますが、中1の段階で小6から続いている子どもが多いのか、環境が変わって小6で不登校傾向があった子どもが中1で不登校に変わってきているのか、そのような数はわかりますか。

学校教育課長 手元に正確な数は持ち合わせておりませんが、過去のデータを見た範囲では、小6から中1に進級するに当たって、継続的に不登校傾向にある子どももいましたし、新規に不登校になっている子どももおります。

委員 どの程度の割合かはわかりますか。

学校教育課長 年度によって異なりますが、小学校において不登校であった子どもが中学校において不登校である割合は半分以下であります。

委員 いじめの項目の中で、パソコンや携帯電話での誹謗中傷等が75件となっていますが、認知されていないけれどももっとあってもおかしくないのではないかと考えておりますし、残念なことに、大人になってもこのようなことを行っているケースが最近は多いと考えております。そこで、学校内で、ネット上のいじめ対策を行っているのであれば、具体的な対策を教えてください。

学校教育課長 SNSによるいじめにつきましては、いわゆる陰口を書き込むという事案があります。また、書き込まれているサイトについては、ユーザー等でないと閲覧できないものがあると学校から報告を受けております。対策につきましては、いわゆるメディアリテラシー、情報をきちんと取捨選択するということが、誹謗中傷は人として絶対に許されないということをベースに、子どもたちが一人一人を認め合うことに取り組んでいるところでございます。具体的には、子どもたちに対しては、SNSの扱い方等の指導を行うほか、教職員に対しても、SNSによるいじめの現状等を研修会の場において指導しているところでございます。

委員 2つありまして、1つは、指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒について、小学校では何名というようにありますが、これは、年度内の結果でしょうか。年度間での減少といったようなことはわかりますか。

学校教育課長 年度間での比較は、個人を追跡して数値を計上していけば可能であり、こちらは単年度で計上させていただいているデータになっております。

委員

もう1つは、「hyper-QU」検査を年に2回実施するとか、スクールライフサポーターとか、他の市町村に比べて、積極的に取り組んでいるので、不登校の児童生徒数の増加率が抑えられており抑止効果になっているという分析はされていますか。むしろそのような分析が欲しいと思っています。

学校教育課長

現状は、新たな不登校を生み出さないという観点から、子どもたちが不登校とならないように、スクールライフサポーターの取組を行っているところであり、分析も行いながら、不登校の出現率を下げていかなければならないと考えております。全体的な流れといたしましては、不登校という言葉はございますけれども、社会的自立に向けて子どもたちがいかに成長していくかという観点も総合的に考えながら対策を行っていかねばならないと考えております。

教育長

他市町村とのデータの比較は可能なのでしょうか。

学校教育課長

他市町村と比較するデータはございませんが、全国平均を基に本市と比較することは可能であり、現在も行っているところでございます。本市における不登校出現率のデータは、全国平均の数値を上回っているところでございます。

教育長

次の報告事項の説明をお願いします。

美術振興課長

報告事項2点目「旧大分県立大分図書館（アートプラザ）」の国登録有形文化財への登録について」ご報告申し上げます。

令和4年7月22日に、国の文化審議会文化財分科会が、「旧大分県立大分図書館（アートプラザ）」を国登録有形文化財（建造物）に登録するよう、文部科学大臣に答申いたしました。

「旧大分県立大分図書館（アートプラザ）」は、大分市出身の建築家、磯崎新氏が設計した初期代表作で、その斬新な建築思想により、昭和42年には、日本建築学会賞を受賞し、出世作となりました。コンクリート打ち放しの巨大なペアウォールや中空梁が陰影織り成す外部、スキップフロアを多用した空間構成は巧みで独創的であり、造形の規範となる貴重な建築物であると評価されたことから、国登録有形文化財（建造物）として登録するよう答申されたものでございます。

今後は、官報告示をもって正式に登録される予定であり、本市に所在する国登録有形文化財は37件となる予定でございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

教育長

登録されると扱いなどは、変わるのでしょうか。

美術振興課長

改修につきましては、今後行うことができます。現状の変更につきましては、内装に限定した改修の場合は、文化庁に届け出の必要はありませんが、外観を変更する場合は、変更する範囲が通常望見できる範囲の4分の1を超える場合は届け出が必要となっております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは次に、教報議第11号「令和4年度行政評価・実施計画について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の審議となりますので、ここで廣津留委員には、退室をしていただきます。

傍聴の方も退室をお願いいたします

次長兼

議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育総務課長

教育長

どうぞ。

教育長

それでは事務局説明をお願いします。

(議案審議の結果、教報議第11号は原案のとおり承認する。)

教育長

それでは次に、教議第50号「令和5年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

次長兼

教議第50号の審議に入る前に、説明者以外の事務局職員を退室させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

教育総務課長

また、議案書等をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

学校教育課長

教議第50号「令和5年度使用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年度の小中学校及び義務教育学校で使用する教科用

図書を採択しようとするものであります。

本採決に当たっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、本市教育委員会におきまして採択することとなっております。また、採択された教科書は、「同法律施行令」により、「学校教育法附則」第9条の規定による教科用図書を除き、教育計画の安定等を考慮し、4年間同一のものを使用することとなっております。

小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につきましては、令和元年度に採択替えを行い、令和2年度から使用しております教科用図書を4年目として採択しようとするものでございます。

また、中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書につきましては、令和2年度に採択替えを行い、令和3年度から使用しております教科用図書を3年目として採択しようとするものでございます。

小中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、毎年度採択替えを行っておりますことから、新たに採択しようとするものでございます。

なお、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、各学校における児童生徒の実態が異なりますことから、それぞれの学校で児童生徒の実情に適した教科用図書を選定し、使用することとなります。

以上のことにつきまして、ご審議・ご検討の上、ご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長
全委員
教育長

ご質問などありませんか。

(なしとの声)

それでは採決いたします。令和5年度に小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、令和5年度に小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましては、原案のとおり決定されました。

次長兼 それでは、議案書等を回収させていただきます。

教育総課長

教育長 他に何かございませんか。

次長兼 8月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

教育総務課長 8月24日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

また、第2回大分市総合教育会議を8月3日水曜日午前10時から本庁舎8階大会議室にて開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後5時3分 閉会)